

# 1 向精神薬に関する条約

作成 一九七一年二月二日(ウィーン)

効力発生 一九七六年八月二六日

日本国 一九九〇年一月二九日

(七一年二月二日署名、九〇年六月三日  
国会承認、八月四日内閣批准決定、八月三  
一日批准書託、九月一日公布、条約七号)

当事国 一〇二

## 前文

締約国は、人類の健康及び福祉に関心を有し、ある種の向精神薬の濫用により生ずる公衆の健康上及び社会上の問題について懸念し、これらの向精神薬の濫用及びその濫用が引き起こす不正取引を防止し、かつ、これらと戦うことを決意し、これらの向精神薬が正当な目的に限り使用されるよう厳しい措置が必要であることを考慮し、

向精神薬の医療上及び学術上の目的のための使用が不可欠であること並びにこれらの目的のための向精神薬の入手が不当に制限されるべきでないことを認め、  
ある種の向精神薬の濫用に對する措置が効果的であるためには、協同して、かつ、世界的な規模で行動することが必要であることを信じ、  
向精神薬の統制の分野における国際連合の権限を認め、また、関係国際機関が国際連合の枠内にあることを希望し、  
次のような目的を達成するために国際条約が必要であることを認め、

次のとおり協定する。

## 第一條 用語

この条約において、別段の明示的な定めがある場合及び文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の用語は、それぞれ、次に定める意味を有する。

(a) 「理事会」とは、国際連合の経済社会理事会をいう。

(c)(b) 「麻薬委員会」とは、理事会の麻薬委員会をいう。  
(c) 「統制委員会」とは、千九百六十一年の麻薬に関する単一條約に規定する国際麻薬統制委員会をいう。

(d) 「事務総長」とは、国際連合事務総長をいう。

(e) 「向精神薬」とは、付表Iから付表IVまでに掲げる天然若しくは合成の物質又は自然の産物をいう。

(f) 「製剤」とは、次のいずれかのもをいう。  
(i) 又は二以上の向精神薬を含有するすべての溶液又は混合物(これら物理的状態のいかに問わない)

(ii) 投薬用の剤型にした又は二以上の向精神薬「付表I」、「付表II」、「付表III」及び「付表IV」とは、この条約に附属する向精神薬の表でそれぞれ対応する番号を付したもので、(次条の規定に従って修正された場合には、修正後のも)をいう。

(g) 「輸出」及び「輸入」とは、それぞれの語意において、いずれかの国から他の国へ向精神薬を現実に輸送することをい

(h) 「製造」とは、向精神薬が得られるすべての工程(精製及び向精神薬の他の向精神薬への転換を含む)をいい、製剤する(薬局において処方せんにより製剤する場合を除く)工程を含む。

(i) 「不正取引」とは、向精神薬の製造又は取引であつてこの条約の規定に違反するものをいう。

(j) 「地域」とは、国の一部分であつて、第二十八条の規定に基づきこの条約の適用上個別の単位として取り扱われるものをいう。

(k) 「建築物」とは、建物又はその一部(これに附属する土地を含む)をいう。

## 第二條 物質の統制範囲

1 締約国又は世界保健機関は、まだ国際的な統制の下にない物質(自己の固有する資料により当該物質をこの条約のいづれかの付表に加えることが必要であると認める場合には、事務総長に対し、その旨を通告し、かつ、その通告の裏付けとなる資料を提出する)を、この条約又は世界保健機関が一の物質をいづれかの付表から他の付表に転記し又は付表から削ることを正当とする資料を有する場合についても、適用す

る。

2 事務総長は、1の通告及び関係があると認める資料を締約国、麻薬委員会及びその通告が締結国によって行われたときは世界保健機関に送付する。

3 1の通告とともに送付された資料により、国際的な統制の下にない物質を4の規定に従つて付表I又は付表IIに含めることが適當であることが明らかとなった場合には、締約国は、入手可能なあらゆる資料に照らして、それぞれの場合に於て当該物質について付表I又は付表IIに掲げる物質に適用されるすべての統制措置を暫定的に適用することの可能性を、検討する。

4 世界保健機関は、国際的な統制の下にない物質が次の(a)及び(b)の基準を満たしている(認める場合には、麻薬委員会に対し、当該物質についての評価)と認められる場合は、公衆の健康上及び社会上の問題の重大さの程度並びに当該物質の治療上の有用性の程度を含む)を、その評価に照らして適當と認める統制措置を勧告するときにあつては、その勧告とともに、通知する。

(a) 当該物質に次の(i)又は(ii)のいずれかの状態を引き起こす作用があること。

(i) 依存の状態及び(2)幻覚をもたらす又は運動機能、思考、行動、知覚若しくは感情に障害を起こす中枢神経系の興奮、又は抑制

(ii) 付表Iから付表IVまでに掲げる物質と同様の濫用及び悪影響

5 当該物質がこれを国際的な統制の下に置くことを正当化するような公衆の健康上及び社会上の問題となるほど濫用されており又は濫用されるおそれがあるという十分な証拠があること。

6 麻薬委員会は、世界保健機関の通知を考慮する(ただし、医療上及び学術上の事項に関する世界保健機関の評価は、そのまゝ受け入れなければならない)とともに、経済的、社会的、法律的及び行政的要因その他関係があると認めらるる原因に留意して、国際的な統制の下にない物質を付表Iから付表IVまでに加えることができる。世界保健機関は、世界保健機関の他の適當な情報源に對し、更に他の資料を求め、それができる。

1の通告がいずれかの付表に既に掲げられている物質に関するものである場合には、世界保健機関は、麻薬委員会に對し、



新たな判明した事項、4の規定を準用して行うことのある当該物質についての新たな評価及びその評価に照らして適当と認められる統制措置に関する新たな勧告について通知する。麻薬委員会は、5の規定を準用して世界保健機関の通知を考慮するとともに、5に規定する諸要因に留意して、当該物質をいずれかの付表から他の付表に転記し又は付表から削ることを決定することから、麻薬委員会がこの条の規定に基づいて行ういずれかの決定も、事務総長により、すべての国際連合加盟国、国際連合の非加盟国であるこの条約締結国、世界保健機関及び統制委員会に通知される。当該決定は、その通知の日後百八十日を経過した後、各締結国について完全な効力を生ずる。ただし、一の物質をいずれかの付表に加える決定に関し、例外的事情のため、当該付表の物質について適用するこの条約の規定のすべてを当該一の物質について適用する状況にはない旨の書面による通告をその期間内に事務総長に送付した締結国については、この限りでない。通告には、このような例外的な措置をとった理由を記載する。締結国は、その通告にかかわらず、最小限、次の統制措置を適用する。

- (a) 従来統制の下になかった物質で付表Iに加えられたものについて通告を行った締結国は、第七条に規定する特別の統制措置をできる限り考慮するとともに、当該物質について次のことを行う。
  - (i) その製造、取引及び分配について、付表IIに掲げる物質に関する第八条の規定に従い免許の取得を義務付けること。
  - (ii) その供給又は調剤については、付表IIに掲げる物質に関する第九条の規定に従い処方せんによることを義務付けること。
  - (iii) 第十二条に定める輸出及び輸入に関する義務を履行すること。ただし、(a)の物質について通告を行った他の締結国を相手とする輸出又は輸入については、この限りでない。
  - (iv) 輸出及び輸入に関する禁止及び制限についての義務であつて付表IIに掲げる物質に関して第十三条に定めるものを履行すること。
- (v) 第十六条4(a)の規定に従い統制委員会に統計報告を提出

すること。  
(i) から (v) までに定める義務の履行のために定められた法令に違反する行為を防止するため、第二十二條の規定に従つて措置を講ずること。  
(b) 従来統制の下になかった物質で付表IIに加えられたものについて通告を行った締結国は、当該物質について次のことを行う。

- (i) 第八条の規定に従い、製造、取引及び分配のための免許の取得を義務付けること。
- (ii) 第九条の規定に従い、供給又は調剤については処方せんによることを義務付けること。
- (iii) 第十二条に定める輸出及び輸入に関する義務を履行すること。ただし、(b)の物質について通告を行った他の締結国を相手とする輸出又は輸入については、この限りでない。
- (iv) 第十三条に定める輸出及び輸入に関する禁止及び制限についての義務を履行すること。
- (v) 第十六条4(a)、(c)及び(d)の規定に従い統制委員会に統計報告を提出すること。

- (c) 従来統制の下になかった物質で付表IIに加えられたものについて通告を行った締結国は、当該物質について次のことを行う。
  - (i) 第八条の規定に従い、製造、取引及び分配のための免許の取得を義務付けること。
  - (ii) 第九条の規定に従い、供給又は調剤については処方せんによることを義務付けること。
  - (iii) 第十三条に定める輸出及び輸入に関する禁止及び制限についての義務を履行すること。
  - (iv) 第十六条に定める輸出及び輸入に関する禁止及び制限について、第二十二條の規定に従つて措置を講ずること。
- (v) 第十六条4(a)の規定に従い統制委員会に統計報告を提出

(d) 従来統制の下になかった物質で付表IVに加えられたものについて通告を行った締結国は、当該物質について次のことを行う。

- (i) 第八条の規定に従い、製造、取引及び分配のための免許の取得を義務付けること。
- (ii) 第十三条に定める輸出及び輸入に関する禁止及び制限についての義務を履行すること。
- (iii) (i)及び(ii)に定める義務の履行のために定められた法令に違反する行為を防止するため、第二十二條の規定に従つて措置を講ずること。

- 8 (a) この条の規定に基づいて行われた麻薬委員会の決定はいずれかの締結国がその決定の通知を受領した日から百八十日以内に要請する場合には、理事会の審査を受ける。審査の要請は、その基礎となつていふすべての関係資料とともに、事務総長に送付する。
  - (b) 事務総長は、審査の要請及び関係資料の写しを麻薬委員会、世界保健機関及びすべての締結国に送付し、九十日以内に意見を提出するよう要請する。事務総長が受領したすべての意見は、審議のための理事会に出される。
  - (c) 理事会は、麻薬委員会の決定を確認し、変更し又は取り消すことができる。理事会の決定の通知は、すべての国際連合加盟国、国際連合の非加盟国であるこの条約締結国、麻薬委員会、世界保健機関及び統制委員会に送付される。
  - (d) 審査が行われている間、麻薬委員会の最初の決定は、7の規定に従つてこの条約を条件として引き続き効力を有する。締結国は、この条約の適用を受けない物質で向精神薬の不正な製造に使用されるおそれがあるものについて実行可能な監督を遂行するため、最善の努力を払ふ。
- 9 製剤は、2から4までに規定する場合を除くほか、その含有する向精神薬に適用される統制措置と同一の統制措置の適用を受けるものとし、製剤が二以上の向精神薬を含有する場合には、





を行い又はこれに従事することを正当に認められた人及び企業を監督すること。

(b) (a)の製造、取引又は分配を行う施設及びその建造物を、免許制度その他これに類する統制措置によって監督すること。

(c) 盗難物の他貯蔵物の流用を防止するため、(b)の施設及びその建造物について保安措置を講ずることを定めること。

3 免許制度その他これに類する統制措置に関する1及び2の規定は、治療又は学術研究に従事することを正当に認められたことによる業務に従事している者については、適用することを必要としなむ。

4 締約国は、この条約に従って免許を取得し又は1若しくは前条(b)の規定に従って資格を認められたすべての者について、この条約に従って制定される法令を効果的かつ忠実に実施するための十分な能力を有することを義務付ける。

#### 第九章 処方せん

1 締約国は、付表IIから付表IVまでに掲げる物質については処方せんによつてのみ個人の使用のために供給され又は調剤されることを義務付ける。ただし、個人が正当に認められて行つた治療又は学術研究において当該物質を合法的に取得し、使用し、調剤し又は施用する場合は、この限りでない。

2 締約国は、付表IIから付表IVまでに掲げる物質についての処方せんが健全な医療実務に従つて供給されること並びに当該処方せんが公衆の健康及び福祉を確保するための規則、特にその再使用される回数及びその有効期間に関する規則の下に置かれることを確保するための措置を講ずること。

3 締約国は、1の規定にかかわらず、地域の事情により必要であると認められる場合には、条件を附して、地域を定めた上で、自国又はその一部分における公衆の健康を以て責任を有する当局により指定された薬剤師の免許を受けた者又はその他の免許を受けた小売業者が、特別の状況において医療を目的とする個人の使用のため、付表III及び付表IVに掲げる物質を少量（その限度は、締約国が定める）に限り、各自の裁量によりかつ処方せんなしで供給することを認めることができる。

#### 第一〇条 包装に表示する注意書及び広告

1 締約国は、世界保健機関の関連の規則及び勧告を考慮して、実行可能な場合には向精神薬の小売用包装のラベルに、また、

いかなる場合にも小売用包装に添付される文書に、使用者の安全のため必要であると認められる使用上の指示（注意及び警告を含む）を表示することを義務付ける。

2 締約国は、自国の憲法上規定に妥當な考慮を払つて、一般大衆に対する向精神薬の広告を禁止する。

#### 第一一条 記録

1 締約国は、付表Iに掲げる物質に関し、製造業者並びに第七条の規定に従つて当該物質を取引し及び分配することを許可されたその他の者について各締約国が定めるところにより精確な数量及び在庫量並びに取得及び処分ごとの精確な数量、日付、供給者及び受領者について記録することを義務付ける。

2 締約国は、付表II及び付表IIIに掲げる物質に関し、製造業者、卸売業者、輸出者及び輸入者が各締約国の定めるところにより精確な製造量並びに取得及び処分ごとの精確な数量、日付、供給者及び受領者について記録することを義務付ける。

3 締約国は、付表IIに掲げる物質に関し、小売業者、医療機関及び学術研究機関が各締約国の定めるところにより取得及び処分ごとの精確な数量、日付、供給者及び受領者について記録することを義務付ける。

4 締約国は、自国の職業上及び取引上の慣行を考慮して、適当な方法により、小売業者、医療機関及び学術研究機関による付表IIIに掲げる物質の取得及び処分に関する資料を容易に入手することを義務付ける。

5 締約国は、付表IVに掲げる物質に関し、製造業者、輸出者及び輸入者が各締約国の定めるところにより製造量、輸出量及び輸入量について記録することを義務付ける。

6 締約国は、第三章3の規定に基づいて免除される製剤の製造業者が、当該製剤の使用し向精神薬の数量並びに製造した当該製剤の性質、総量及び最初の処分について記録することを義務付ける。

7 締約国は、この条に規定する記録及び資料のうち、第十六条の規定に基づく報告のために必要なものが少なくとも二年間保存されることを確保する。

#### 第一二条 国際取引に関する規定

1 (a) 付表I又は付表IIに掲げる物質の輸出又は輸入を許可する締約国は、その各輸出又は各輸入（当該物質が一種類である

か二種類以上であるかを問わない）について、麻薬委員会の定める様式による輸入又は輸出の個別の許可書の取得を義務付ける。

(b) (a)の許可書には、国際一般名称（これがなるときは、付表Iに掲げる名称）、輸出し又は輸入する数量、剤型、輸出者及び輸入者の氏名及び住所並びにその数量、剤型、輸出者及び輸入者の氏名及び住所を記載する。当該物質を製剤の形で輸出し又は輸入する場合において、その製剤の名称があるときは、これを付記する。輸出許可書には、また、輸入許可書の番号、日付及び発給当局を記載する。

(c) 締約国は、輸出許可書を発給する前に、輸入し又は地域の権限のある当局が発給した輸入許可書であつてこれに記載された物質の輸入が認められたことを証明するものを要求するものとし、その輸入許可書は、輸出許可書を申請する人又は企業が提出する。

(d) 各送り荷には、輸出許可書一通を添付するものとし、輸出許可書を発給する政府は、輸入する国又は地域の政府に対し、その写し一通を送付する。

(e) 輸入する国又は地域の政府は、輸入が行われたときは、輸出する国又は地域の政府に対し、実際に輸された数量を証明する裏書を付した輸出許可書を返送する。

2 (a) 締約国は、輸出者が付表IIIに掲げる物質の輸出につき麻薬委員会の定める様式による届出書であつて次の事項を記載したものを三通を作成することを義務付ける。

(i) 輸出者及び輸入者の氏名及び住所

(ii) 国際一般名称（これがなるときは、付表Iに掲げる名称）

(iii) 輸出する物質の数量及び剤型並びに製剤の形で輸出する場合におけるその製剤の名称があるときはその名称

(iv) 発給の日付

輸出者は、自国又はその地域の権限のある当局に対し届出書一通を提出するものとし、送り荷に届出書一通を添付する。

自国の領域から付表IIIに掲げる物質が輸出された締約国は、その発給の日付後、その限り速やかに、遅くとも九十日以内に、輸入する国又は地域の権限のある当局に対し、受取通知を請求する書留郵便便にその輸出者から受け取つた届出書一通を送付する。

(c) 締約国は、その各輸出又は各輸入（当該物質が一種類である

か二種類以上であるかを問わない）について、麻薬委員会の定める様式による輸入又は輸出の個別の許可書の取得を義務付ける。

(b) (a)の許可書には、国際一般名称（これがなるときは、付表Iに掲げる名称）、輸出し又は輸入する数量、剤型、輸出者及び輸入者の氏名及び住所並びにその数量、剤型、輸出者及び輸入者の氏名及び住所を記載する。当該物質を製剤の形で輸出し又は輸入する場合において、その製剤の名称があるときは、これを付記する。輸出許可書には、また、輸入許可書の番号、日付及び発給当局を記載する。

(c) 締約国は、輸出許可書を発給する前に、輸入し又は地域の権限のある当局が発給した輸入許可書であつてこれに記載された物質の輸入が認められたことを証明するものを要求するものとし、その輸入許可書は、輸出許可書を申請する人又は企業が提出する。

(d) 各送り荷には、輸出許可書一通を添付するものとし、輸出許可書を発給する政府は、輸入する国又は地域の政府に対し、その写し一通を送付する。

(e) 輸入する国又は地域の政府は、輸入が行われたときは、輸出する国又は地域の政府に対し、実際に輸された数量を証明する裏書を付した輸出許可書を返送する。

2 (a) 締約国は、輸出者が付表IIIに掲げる物質の輸出につき麻薬委員会の定める様式による届出書であつて次の事項を記載したものを三通を作成することを義務付ける。



(d) 締約国は、輸入者が送り荷の受領の際これに添付されている届出書に受領した数量及びその受領の日付を正しく裏書して付けた又はその地域の権限のある当局に送付することを義務付けていることができる。

付表I及び付表IIに掲げる物質については、次の追加的な規定を適用する。

(a) 締約国は、自由港及び自由地帯において、自国の領域の他の部分における監督及び統制と同一の監督及び統制を実施するものとする。一層厳しい措置をとることを妨げない。

(b) 郵便私書箱及び送り荷は輸出許可書に記載されたる者以外の者の銀行口座及び荷送りによる輸出は、禁止する。

(c) 付表Iに掲げる物質の保税倉庫であつて荷送りによる輸出は、禁止する。付表IIに掲げる物質の保税倉庫からの荷送りによる輸出は、輸出許可書を申請する人又は企業からの荷送りによる輸入許可書においてその送り荷を保税倉庫に入れておく目的でその輸入が承認されたことを輸入国政府が証明する場合を除くほか、禁止する。その証明がある場合は、その送り荷がそのような目的で輸出される旨を輸出許可書に明示する。保税倉庫から出すためには、その都度当該保税倉庫を管轄する当局の許可を受けることを必要とするものとし、外国に仕向地とする場合には、この条約上の新規の輸出として取り扱う。

(e) 締約国の領域に入り又はその領域を出る送り荷で輸出許可書が添付されていないものは、権限のある当局が留置する。締約国は、自国の領域を通して他の国へ送られる物質につき、その送り荷についての輸出許可書を当該締約国の権限のある当局に提示しない限り、その送り荷がこれを運搬する輸送手段から取り卸されるか取り卸されないかを問はず、その通過を認めなければならない。

(f) 物質の送り荷の通過を認める国又は地域の権限のある当局は、その送り荷がこれに添付されている輸出許可書に記載された仕向地と異なる仕向地へ転送されることを防止するため必要なすべての措置をとる。ただし、送り荷が通過する国又は地域の政府が転送を許可する場合は、この限りでない。送り荷が通過する国又は地域の政府は、要請された転送を自国又はその地域から新たな仕向地である国又は地域への輸送

として取り扱う。転送が許可されたときは、1(e)の規定は、送り荷が通過する国又は地域と最初その送り荷を輸出した国又は地域との間についても、適用する。

(g) 物質の送り荷を変化させるには、通過国又は保税倉庫に保管中は、当該物質の性質を劣化させるいかなる加工も施してはならない。その包装は、権限のある当局の許可なしに変更してはならない。

(h) 物質が締約国の領域を通過するに關する(e)から(g)までの規定は、通過する国又は地域に着陸しない航空機によつて送り荷が輸送される場合については、適用しない。航空機がこれらの国又は地域に着陸する場合には、これらの規定は、必要に応じて適用する。

(i) 2(3)の規定は、締約国が通過中の物質について実施する統制を制限するいかなる国際協定の規定の適用も妨げるものではない。

第三條 輸出及び輸入に關する禁止及び制限

1 締約国は、付表IIから付表IVまでに掲げる物質のうち自国又はその地域への輸入を禁止する一又は二以上のものを指定して、これを事務総長を通じて他のすべての締約国に通告することができる。その通告には、付表IIから付表IVまでに掲げる物質の名称を用いる。

2 1の規定に基づく禁止について通告を受けた締約国は、その通告において指定された物質がその通告の措いた締約国又はその地域へ輸出されないことを確保するための措置を講ずる。

3 1及び2の規定にかかわらず、1の規定に基づく通告を行つた締約国は、当該指定された物質の輸入を含有する製剤の特定された数量の輸入、輸入国の輸入許可書の発給当局は、輸出する国又は地域の権限のある当局に対し、輸出者及び輸出者の氏名及び住所を明示する特別の輸入許可書二通を送付するものとす。その後、当該権限のある当局は、輸出者の輸出を認めるところとなる。輸出する国又は地域の権限のある当局によつて適切に裏書された特別の輸入許可書一通は、送り荷に添付する。

第四條 国際交通に從事する船舶、航空機その他公共の輸送手段における救助箱内の向精神薬の運搬に關する特別規定

1 船舶、航空機その他国際列車、国際バスのような国際的を公共の輸送手段が、その航行中又は運行中に救助の目的又は緊急の場のために必要とされることある少量の物質で付表Iから付表IVまでに掲げるものを国際間に運搬することは、この条約上の輸出、輸入又は通過として取り扱われない。

2 船舶、航空機その他国際的を公共の輸送手段の登録国は、1の物質の適正でない使用又は不正な目的への流用を防止するため、適當な保障措置をとる。麻薬委員会は、適當な国際協定と協議して、その保障措置を勧告する。

3 船舶、航空機その他国際列車、国際バスのような国際的を公共の輸送手段が1の規定に基づいて運搬する物質は、当該船舶、航空機その他国際的を公共の輸送手段の登録国の法令、許可又は免許によつて規律する。ただし、関係地の権限のある当局が当該船舶、航空機その他国際的を公共の輸送手段内において点検、検査その他の取締措置を実施する権利は、害されず。緊急の場合における当該物質の適用は、第九條1の規定の違反として取り扱われない。

第五條 監視

締約国は、向精神薬の製造業者、輸出者、輸入者、卸売業者及び小業者並びに向精神薬を使用する医療機関及び學術研究機関に対する監視の制度を維持するものとし、また、必要と認める程度でこれらの者及び機関の建造物、貯蔵物及び記録を検査する。

第一六條 締約国が提出する報告

1 締約国は、麻薬委員会がその任務の遂行上必要なものとして要請する資料、特に自国の領域におけるこの条約の運用に關する年次報告(次の事項に關する資料を含む)を、事務総長に提出する。

(a) 向精神薬に關する法令の重要な変更

(b) 自国の領域における向精神薬の濫用及び不正取引についての特記すべき動向

2 締約国は、また、事務総長に対し、第七條(f)、第十二條及び第十三條3の当局の名称及び所在地を通知する。これらに關する資料は、事務総長がすべての締約国に利用に供する。

3 締約国は、次の観点から要請と認められる向精神薬の不正取引又はその不正取引に係る押収につき、できる限り速やかに事務総長に対し報告を提出する。

締約国は、輸入者が送り荷の受領の際これに添付されている届出書に受領した数量及びその受領の日付を正しく裏書して付けた又はその地域の権限のある当局に送付することを義務付けていることができる。

付表I及び付表IIに掲げる物質については、次の追加的な規定を適用する。

(a) 締約国は、自由港及び自由地帯において、自国の領域の他の部分における監督及び統制と同一の監督及び統制を実施するものとする。一層厳しい措置をとることを妨げない。

(b) 郵便私書箱及び送り荷は輸出許可書に記載されたる者以外の者の銀行口座及び荷送りによる輸出は、禁止する。

(c) 付表Iに掲げる物質の保税倉庫であつて荷送りによる輸出は、禁止する。付表IIに掲げる物質の保税倉庫からの荷送りによる輸出は、輸出許可書を申請する人又は企業からの荷送りによる輸入許可書においてその送り荷を保税倉庫に入れておく目的でその輸入が承認されたことを輸入国政府が証明する場合を除くほか、禁止する。その証明がある場合は、その送り荷がそのような目的で輸出される旨を輸出許可書に明示する。保税倉庫から出すためには、その都度当該保税倉庫を管轄する当局の許可を受けることを必要とするものとし、外国に仕向地とする場合には、この条約上の新規の輸出として取り扱う。

(e) 締約国の領域に入り又はその領域を出る送り荷で輸出許可書が添付されていないものは、権限のある当局が留置する。締約国は、自国の領域を通して他の国へ送られる物質につき、その送り荷についての輸出許可書を当該締約国の権限のある当局に提示しない限り、その送り荷がこれを運搬する輸送手段から取り卸されるか取り卸されないかを問はず、その通過を認めなければならない。

(f) 物質の送り荷の通過を認める国又は地域の権限のある当局は、その送り荷がこれに添付されている輸出許可書に記載された仕向地と異なる仕向地へ転送されることを防止するため必要なすべての措置をとる。ただし、送り荷が通過する国又は地域の政府が転送を許可する場合は、この限りでない。送り荷が通過する国又は地域の政府は、要請された転送を自国又はその地域から新たな仕向地である国又は地域への輸送





当局を通じて、直接に關係を有する他の締約国はあつて直ちに送付すること。

(c) 不正取引を無くすための協同活動を維持するため、相互に及び自国が構成国となつて居る關係國際機関と密接に協力すること。

(d) 適當な機關の間における國際協力が迅速に行われるようにすること。

(e) 司法書類が司法手続のために國際間で送付される場合には、その送付が締約国の指定する機關に対し迅速に行われるようにすること。(e)の規定は、司法書類が外交上の経路により自国に送付されることを要求する締約国の権利を害するものではない。

## 第二章 刑罰規定

1 (a) 締約国は、自国の憲法上の制限に従つてを条件として、この条約に定める義務の履行のために定められた法令に違反するいかなる行為も、これが故意に行われた場合には、処罰すべき犯罪として取り扱ふものとし、また、重大な犯罪に対しては相當な処罰を、特に拘禁刑その他の自由を剝奪する刑を科すことを確保する。

(b) (a)の規定にかかわらず、締約国は、向精神薬の濫用者が(a)の犯罪を犯した場合には、有罪判決若しくは処罰に代わるものとして又は処罰のほかは、第二十條1の規定に従つてそのような濫用者が治療、教育、後保衛、更生及び社会復権の措置を受けることと爲す。

2 締約国の憲法上の制限、法制及び国内法に従つてを条件として、

(a) 1に規定する犯罪を構成する一連の關連する行為が2以上の国にわたつて行われた場合には、国ごとに別個の犯罪とみなす。

(b) 1に規定する犯罪への故意による参加、その犯罪の共謀及び未遂並びにこの条に規定する犯罪に關連する手続行為及び資金の操作は、1に規定する処罰すべき犯罪とする。

(c) 1に規定する犯罪に対する外國の有罪判決は、累犯の認定のために考慮される。

(d) 自国民又は外國人によつて行われた1(a)の重大な犯罪は、その犯罪が行われた領域の屬する締約国によつて、又

は犯罪者が発見された領域の屬する締約国によつて(犯罪人引渡し)がその請求を受けた締約国の法律上認められず、かつ、その犯罪者がまだ訴追及び判決を受けていない場合に限る)訴追される。

1及び2(a)(b)に規定する犯罪は、締約国の間で締結されておき又は将来締結されることのある犯罪人引渡条約において、また、条約の存在又は相互主義を犯罪人引渡しの条件となし、締約国間の間接において、犯罪人引渡しの対象となる犯罪とするのが望ましい。ただし、犯罪人引渡しは、その請求を受けた締約国の権限のある当局がその犯罪を重大でないものと認めたときは、逮捕をし又は犯罪人引渡しをすることを拒絶する権利を有する。

3 1及び2に規定する犯罪の實行に當つて用い、又は用いようとした向精神薬その他の物質及び装置は、押収し及び没収することができる。

4 この条の規定は、裁判管轄権の問題に関しては、關係締約国の国内法の規定の適用を妨げるものではない。

5 この条のいかなる規定も、この条に規定するといふ原則に影響を及ぼすものではない。

第三三條 この条約が要求する措置より厳しい統制措置の適用

締約国は、公衆の健康及び福祉を保護するために必要であり又は望ましいと認める場合には、この条約の定める措置よりも精細な又は厳しい統制措置をとることができる。

第三四條 國際連合がこの条約を実施するために負担する経費

麻薬委員会及び統制委員会がこの条約に基づくそれぞれの任務を遂行するための経費は、國際連合總會が決定する法で國際連合が負担する。國際連合加盟国でない締約国は、同總會が公平と認め、かつ、当該締約国の政府と協議して随時決定する額をこれらの経費に充てるため分担する。

第三五條 参加、署名、批准及び加入の手續

1 國際連合加盟国、國際連合の非加盟国であつて國際連合の專門機關若しくは國際原子力機關の加盟国又は國際司法裁判所規

程の當事国であるもの及び理事会が招聘するその他の国は、次のいずれかの方法によりこの条約の締約国となることができ

(a) 署名すること。

(b) 批准を条件として署名した後、批准すること。

(c) (b)の加入の手續は、千九百七十二年一月一日までは署名のため、その後はその加入のため、開放しておく。

2 この条約は、前條1に規定する国のうち四十の国が批准を條件とする。この条約は、署名し又は批准書若しくは加入書を寄託した

後九十日目に効力を生ずる。

3 批准書又は加入書は、事務総長に寄託する。

第四條 効力発生

1 この条約は、前條1に規定する国のうち四十の国が批准を條件とする。この条約は、署名し又は批准書若しくは加入書を寄託した

後九十日目に効力を生ずる。

2 この条約は、署名し又は批准書若しくは加入書を寄託する日

の日の後九十日目に効力を生ずる。

第四條 適用領域

この条約は、いづれかの締約国が國際關係について責任を有するすべての非本土領域について適用する。ただし、当該領域の事前の同意が当該締約国若しくは該領域の憲法により又は慣行上必要とされる場合は、この限りでない。そのような場合には、当該締約国は、できる限り短い期間内に当該領域の必要な同意を得るよう

に努力するものとし、その同意を得たときは、その旨を事務総長に通告する。この条約は、事務総長がその通告を受領した日からその通告に掲げる領域については適用する。非本土領域の事前の同意が必要とされる場合には、当該締約国は、署名、批准又は加入の際にこの条約を適用する非本土領域を宣言する。

第五條 締約国の適用上の地域

1 この条約の適用上、締約国は、その領域を、以上の地域に分割し又は二以上の地域を單一の地域に統合することを、事務総長に通告することができる。

2 以上の締約国は、相互の間に關係同盟を設立したことによるとなることを、事務総長に通告することができる。

3 1又は2の規定に基づき通告は、その通告が行われた年の翌



年の一月一日に効力を生ずる。

### 第二九条 廃棄

1 締約国はこの条約の効力発生の日から二年を経過した後は、自国のために又は自国が国際関係について責任を有する領域であつて第二十七条の規定に従つて与へた同意を撤回したもののために、事務総長に文書を寄託することによつてこの条約の廃棄することができる。

2 廃棄は、事務総長がいずれの年においても七月一日以前その文書を受領した場合に翌年の一月一日に効力を生じ、七月一日後にその文書を受領した場合は翌年の七月一日以前に受領したものとすべく同様効力を生ずる。

3 この条約は、1及び2の規定により行われれる廃棄の結果第二十六條に定める効力発生のための条件が存在しなくなつたときは、終了する。

### 第三〇条 改正

1 いずれの締約国もこの条約の改正を提案することができる。改正案及びその理由は、事務総長に通告するものとし、事務総長は、これを締約国及び理事会に通知する。理事会は、次のいずれかことを決定することができる。

(a) 改正案を審議するため、国際連合憲章第六十二條4の規定に従つて會議を招集すること。  
(b) 締約国に対し、改正案を受諾するかしないかを照會するとともに、その提案についての意見を理事会に提出するよう求めること。

2 1(b)の規定に従つて配布した改正案についてその配布の後十箇月以内いずれかの締約国が反対しなかつた場合には、その改正案は、直ちに効力を生ずる。改正案についていずれかの締約国が反対した場合には、理事会は、締約国から受領した意見を考慮してその改正案を審議するための會議を招集するかどうかを決定することができる。

### 第三一条 紛争

1 この条約の解釈又は適用に関して締約国間に紛争が生じた場合は、当該締約国は、交渉、調査、仲介、調停、仲裁、地域の機関への依頼、司法上の手続その他の当該締約国が選択する平和的手段により紛争を解決するため、協議する。

2 1に定めるところによつて解決することができない紛争は、

いずれかの紛争当事国の要請により、決定のため国際司法裁判所に付託する。

### 第三二条 留保

1 留保は、2から4までの規定に基づいて行われるものを除くほか、認められない。

2 いずれの留保も、署名、批准又は加入の際に、この条約の次の規定について留保を付することができる。

(a) 第二十九條の1及び2

(b) 第二十七條

(c) 前条

3 締約国となることを希望する国であつて2及び4の規定に基づいて行つた留保以外の留保が認められることを希望するものは、その意向を事務総長に通告することができる。当該留保について事務総長が通知した日の後十二箇月の期間の満了までに、当該期間の末日以前に批准を条件とすることなくこの条約に署名し、これを批准し又はこれに加入した国の三分の一が異議を申し立てないときは、当該留保は、認められたものとする。

ただし、留保に対して異議を申し立てた国は、当該留保を行つた国に対しこの条約に基づく法的義務で当該留保によつて影響を受けるものを負ふことを必要としないものと了解される。

4 付表Iの向精神薬を含有する植物が自国の領域に自生しており、これが少数の明確に限定された集団により伝統的に幻術的又は宗教的儀式において使用された集団により、署名、批准又は加入の際に第七條の規定（国際取引についての規定を除く）につきその植物に関する留保を付することができる。

5 留保を行つた国は、書面です務総長に通告することにより、いつでも、その留保の全部又は一部を撤回することができる。

### 第三三条 通報

事務総長は、第二十五條に規定するすべての国に対し、次の事項を通報する。

(a) 第二十五條の規定による署名、批准及び加入  
(b) 第二十六條の規定によりこの条約が効力を生ずる日  
(c) 第二十九條の規定による廃棄  
(d) 第二十七條、第二十八條、第三十條及び前条の規定による宣言及び通告

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、各自の政府のためにこの条約に署名した。

千九百七十一年二月二十一日にウィーンで、ひとしく正文である中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成した。この条約は、事務総長に寄託するものとし、事務総長は、その認証本をすべての国際連合加盟国及び第二十五條1に規定するその他の国に送付する。

付表I—付表IV (略)

